

## 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 74 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「広島市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学（編入学を含む。以下同じ。）の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者

(入学検定料の免除)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）の入学試験（編入学試験を含む。）を受けようとする広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学検定料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学検定料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者

- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

2 入学検定料の減免を受けようとする者は、理事長の指定する日までに所定の入学検定料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入学料の減免)

第4条 本学に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める場合
- 2 本学に学生として入学する広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。
  - (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
  - (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者
- 3 入学料の減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の入学料減免申請書を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の入学料減免申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は入学料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 5 申請者が前項に規定する徴収猶予期間内に死亡したときは、未納の入学料の全額を免除するものとする。
- 6 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者に係る入学料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。
- 8 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者が、前項の徴収期限の到来前に死亡したとき又は入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなるときは、その者に係る未納の入学料の全額を免除するものとする。

（授業料の減免）

- 第5条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。
- 2 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
  - 3 入学料又は授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者につい

ては、未納の授業料の全額を免除することができる。

- 4 第1項の規定により、前期又は後期に係る授業料の減免を受けようとする者は、当該期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免申請書を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の授業料減免申請書を受理したときは、免除を許可し、又は免除を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 6 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額又は4分の1に相当する額の免除の許可をした者に係る授業料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

第5条の2 広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程92号）第10条ただし書に規定する派遣学生については、前期又は後期若しくは前期及び後期に係る授業料の全額に相当する額を免除することができる。

- 2 前項の免除手続については、別に定める。

（授業料の徴収猶予）

第6条 第5条第5項に定める場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生
- (2) 行方不明の学生
- (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる学生

- 2 前項の規定により、授業料の徴収の猶予を受けようとする者（前項第2号に掲げる者にあつては、学生に代わる者）は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料徴収猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

- 3 第5条第5項から第7項までの規定は、前項の授業料徴収猶予申請書を受理し

た場合について準用する。

(月割りによる納付)

第7条 特別の事情があると認められる学生については、授業料の月割りによる分納を許可することができる。

2 前項の場合において、納付すべき1月当たりの額は、授業料の年額の12分の1に相当する額とする。

3 前項の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日の属する月の翌月以降に納付すべき未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他の入学検定料等の免除)

第8条 前各条に規定するもののほか、次の各号に掲げる入学検定料、入学料又は授業料については、これを免除することができる。

(1) 本学を退学した日の翌日から起算して2年を経過する日（当該日が前期又は後期の末日に当たる場合は、その翌日）までに、退学前に所属していた学科又は専攻に再入学する者に係る入学検定料及び入学料

(2) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学の推薦を得て本学大学院への入学を志願する者に係る入学検定料

(3) 国費外国人留学生に採用が決定された者に係る入学検定料、入学料及び授業料（ただし、国が負担しない場合に限る。）

(4) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連UNHCR協会との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書に基づき国連難民高等弁務官事務所等の推薦を得て入学する者に係る入学検定料、入学料及び授業料

(5) 大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者（理事長が別に定める者に限る。）に係る入学料及び授業料

(学位論文審査手数料の減免)

第9条 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者が、再入学しないで退学したときから1年以内に学位論文を提出し、博士の学位の授与を申請するときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

(委任)

第 10 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条第 5 号の規定は、大学院平和学研究科の設置に係る広島市立大学大学院学則の改正があった日から施行する。